

IEEJ NEWSLETTER

No.131

2014.8.1 発行

(月 1 回発行)

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 小山 堅

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

目 次

0. 要旨 — 今月号のポイント

<エネルギー市場・政策動向>

1. 2015 年度までの日本の経済・エネルギー需給見通し
2. 原子力発電を巡る動向
3. 石油・ガス・石炭市場見通し
4. 欧州委員会、2030 年に 30%の省エネルギー目標案を公表
5. 再エネの便益と負担のバランスをどうとるか? : 新エネ小委員会

<地域ウォッチング>

6. 中国ウォッチング : 加速される新エネ自動車利用の環境整備
7. 中東ウォッチング : 戦闘に明け暮れた断食月
8. ロシアウォッチング : 窮地に立つロシアに出口はあるのか?
9. 米国ウォッチング : 石炭プロジェクト融資を巡る国内外の議論
10. EUウォッチング : フランスエネルギー市場自由化遅れを巡る考察

0. 要旨 — 今月号のポイント

1. 2015 年度までの日本の経済・エネルギー需給見通し

当研究所は 2015 年度までの経済・エネルギー需給見通しを発表。原子力発電再稼働の進展度合は日本の 3E+M (経済) に大きく影響。適合審査における厳格さと迅速さの両立が求められる。

2. 原子力発電を巡る動向

川内 1/2 号の審査書案が提示された。再稼働に向けて、まだ課題は残るが今後の展開が注目される。ベストミックス策定に向けた原子力小委員会での議論も進められている。

3. 石油・ガス・石炭市場見通し

2014 年後半の Brent 価格は\$110/bbl、2015 年通年は\$105/bbl と予測。日本の平均 LNG 輸入価格は、2014 年は\$16/MMBtu 前後、2015 年：\$15/MMBtu 前後。一般炭スポット価格は今冬の需要期から\$80/ton、原料炭スポット価格は 2015 年に向け\$130/ton 台まで上昇する。

4. 欧州委員会、2030 年に 30%の省エネルギー目標案を公表

欧州委員会は、7 月 23 日に 2030 年に対 BAU 比 30%という省エネ目標を公表した。この目標は、GHG 削減効果に加えエネルギー安全保障政策としての効果を上乗せした水準となっている。

5. 再エネの便益と負担のバランスをどうとるか？：新エネ小委員会

新エネルギー小委員会で、再エネ政策見直しの議論が始まった。再エネ導入の総合的なコストと再エネ本来の便益のバランスをどうとるか、議論を深める必要がある。

6. 中国ウォッチング：加速される新エネ自動車利用の環境整備

政府と自治体が主導して、新エネ自動車の割高感の解消とインフラの充実等に向けた取り組みを加速している。50 万台の累積生産・販売目標は遅くとも 2016 年に達成する見込みである。

7. 中東ウォッチング：戦闘に明け暮れた断食月

断食月を通じて中東各地での戦闘は沈静化しなかった。国際社会も過激主義が広がるイラク内戦と「イスラーム国」に対応しきれていない。イランの核交渉は期間延長となった。

8. ロシアウォッチング：窮地に立つロシアに出口はあるのか？

親ロシア派武装集団が放った地对空ミサイルでマレーシア航空機が撃墜され、国際社会の対ロ批判が深まる中、プーチン大統領のウクライナ国内親ロ派集団への影響力も疑問視されつつある。

9. 米国ウォッチング：石炭プロジェクト融資を巡る国内外の議論

米政府系金融機関による、石炭プロジェクトへの融資についての厳しい条件（炭素回収技術導入）が波紋を呼んでいる。海外及び国内での今後の議論の展開と帰趨が注目される。

10. EUウォッチング：フランスエネルギー市場自由化遅れを巡る考察

フランスでは全面市場自由化の後も寡占的な市場構造は変わっていない。市場原理についての認識には各国で差があり、エネルギー市場自由化を巡り欧州委員会と各国政府の駆け引きが続く。

1. 2015 年度までの日本の経済・エネルギー需給見通し

<原子力発電再稼働 ～厳格さと迅速さの両立から得られるメリットは大～>

当研究所は、向こう 2 年程度の経済・エネルギー需給見通しを発表。再稼働の動向は経済・環境・安全保障に大きく影響。2015 年度末までに 19 基再稼働の場合 (中位ケース)、無稼働の場合に比べ化石燃料輸入額は 1.5 兆円減少。GDP には 0.2%程度 の押し上げ効果。発電コストは ¥1.7/kWh 低下し、さらなる電気料金値上げのリスクを低減 (詳細は <http://eneken.ieej.or.jp/data/pdf/140725teireiken416.html> 参照)。

<マクロ経済とエネルギー需給>

2014 年度の日本経済は、消費税増税の影響はあるものの、旺盛な設備投資と輸出増で 0.9%成長。貿易赤字は 12.1 兆円に縮小。2015 年度は、輸出、設備投資に加え、雇用環境の改善を追い風に民間消費の回復で、潜在成長率を超える 1.6%成長。

一次エネルギー国内供給は、2014 年度は経済情勢・省エネルギー・気温要因により 2 年ぶりに微減。2015 年度は実質的には横ばい。原子力再稼働に伴い自給率は 13%まで回復する。化石燃料はいずれも減少し、石油は 1969 年度以来の 200 Mtoe 割れ。

最終エネルギー消費も 2014 年度にわずかに減少した後、2015 年度はほぼ横ばい。産業部門は生産活動の高まりを背景に増加。震災後 4 年間減少を続けてきた民生も下げ止まりへ。運輸は自動車燃費・輸送効率の改善で年 1%弱の減少が継続。

電力販売量 (電気事業者) は、3 年連続の増加に。そのけん引役は大口電力を中心とする産業向け。震災後に減少を続けてきた電灯販売量-主に家庭用-も 2015 年第 3 四半期以降は前年同期比プラスに。都市ガス販売量 (一般ガス事業者) は、5 年連続で史上最高を更新へ。工業用が販売量全体を引っ張る構造は変わらず。家庭用は昨夏の猛暑の反動影響を除けば緩やかに減少する長期トレンドが継続。燃料油販売量は、減少トレンドが顕在化し、2 年後には約半世紀ぶりの 1.7 億 kL 台も視野。2015 年度のガソリンは特石法廃止直後の 1996 年度以来の 5,300 万 kL 台。

エネルギー起源 CO₂ は、2014 年度は天然ガス消費が史上最高となるものの、石油・石炭消費の減少により、5 年ぶりに減少して 1,200 Mt を下回る。2015 年度は原子力再稼働で減少幅を拡大。しかし、エネルギー消費は震災前より少ないが、CO₂ は多い状況は変わらない。

<再生可能発電 ～導入容量は 55 GW に。既認定分の累積負担は 44 兆円～>

2015 年度末までに運転開始する再生可能エネルギー発電設備は、優遇された買取価格を追い風に、メガソーラーなどを中心として 55 GW まで拡大。2014 年 3 月末時点で認定済の 89 GW (うち太陽光: 71 GW) 全てが稼働した場合、20 年間の消費者負担額は累積 44 兆円。¥2.5/kWh (家庭用 10%、産業用 14%) の値上げに相当。

(計量分析ユニット 需給分析・予測グループマネージャー・研究主幹 柳澤 明)

2. 原子力発電を巡る動向

7月16日、原子力規制委員会（NRA）は優先的に適合性審査を進めてきた九州電力川内 1/2 号機の審査結果を取りまとめた審査書案を提示し、8月15日までの予定で技術的な意見（パブリック・コメント）募集に入った。どのような意見が寄せられるのか、それに対して NRA がどのような対応を見せるのかなども注目されるが、審査の見通しが立ってきたことに一定の意味はあろう。

しかしながら再稼働時期については、工事計画認可及び保安規定の審査進捗状況、立地自治体や周辺自治体の了承、避難計画策定等によるところが大きく、未だ不確実である。国民や立地地域の住民に原子力施設の意義や稼働見通しを明確に示し、理解を得ていくことは国の役割である一方で、川内に続くプラントについて可及的速やかに審査書を取りまとめていくことは技術的判断に責任を持つ NRA の重要な役割である。これまでのヒアリングや審査会合で論点が十分議論されたと思われるプラントは川内 1/2 号の他にも既に数基出てきている。審査書起案にあたり NRA には、適合性判断に必要な不可欠な論点に絞った効率的な議論と判断を期待したい。

適合性審査と並行して、敷地内破砕帯評価も進行中である。7月11日には志賀原子力発電所敷地内破砕帯調査の第2回有識者会合が、18日には東北電力東通原子力発電所敷地内破砕帯調査の第9回有識者会合が、それぞれ開催された。いずれの審査においても「破砕帯の活動性は認められない」とする事業者の主張に対し、有識者から「活動性なしと断定する根拠が不足している」との指摘がなされる、というやりとりが繰り返されている。活動性がないことの完全な証明は理論的に見て極めて困難であり、これを一方的に事業者が課せられている現状が科学的合理性に基づくといえるかどうか、破砕帯の評価プロセスについては再考を要する。

将来の電源ベストミックス策定に向けた政策議論も引き続き進捗中である。7月11日には原子力小委員会第2回が、23日には同第3回が開催された。第2回では有識者2名より日本の原子力のあり方等についてのヒアリング及び論点整理が行われ、第3回では「原子力への依存度低減に伴う課題」についての議論が行われた。

原子力への依存度低減に伴う課題としては、廃炉に関する技術・人材・資金確保、立地地域経済・雇用への影響、使用済み燃料の処分停滞への懸念等が挙げられた他、「エネルギー基本計画では“原子力は重要なベースロード”である一方、“原子力依存度を低減”ともある。更に、安定供給、温暖化対策、人材育成にも取り組むと記載されている。これらの関係性を整理すべき」という根源的な指摘もなされた。「地政学上の不確実性が高い日本は、自給率を高め、化石燃料に依存しすぎないベストミックスを考えることが重要」との指摘が第2回で講演した米国有識者からもなされている。福島の実情を踏まえた上で、「3E」を柱とする日本において原子力依存度の問題をどう考えるべきなのか、今一度議論が必要であろう。

3. 石油・ガス・石炭市場見通し

2015 年にかけての国際原油価格は、2014 年の下半期で、Brent 原油で\$110/bbl、Dubai 原油で\$108/bbl。2015 年の通年は、Brent 原油で\$105/bbl、Dubai 原油で\$103/bbl と予想する。今後最大の価格上昇要因はイラク情勢である。足元の原油輸出には今のところ直接的な影響は現れていないが、イラクの国家としての統治体制が大きく揺らぐ中、このままイラク北西部からシリア東部にかけての地域情勢が著しく流動化し、周辺国へもその影響が波及するようなことがあれば、中東域内での石油生産に大きな支障が生じる可能性がある。他方、今後の価格下落要因はリビアの輸出量回復である。リビア原油は Brent 原油と同じ欧州市場における高品質原油であることから、今後急速な生産回復が進めば、国際原油価格指標に対する大きな下落要因となる。なお国内では 6 月 23 日に第 8 回の石油天然ガス小委員会が開催され、中間報告書のとりまとめが行われた。今回の報告書では、震災の経験を踏まえた緊急時対応体制の整備が精緻に取りまとめられたことと、備蓄を始めとするアジア大でのエネルギー協力の推進が強調された点が特筆される。今秋以降、エネルギーミックスの議論が始まる中で、引き続きその取りまとめの内容が深く議論されていく見通しである。

天然ガスについては、日本の平均 LNG 輸入価格は、2014 年通年で\$16/MMBtu 前後、2015 年通年で\$15/MMBtu 前後と予測する。スポット LNG 価格については、世界全体では短期的に十分な供給が見込めることから、原油連動による長期契約価格よりも弱含むと想定する。日本の原子力発電の再稼働状況は、今後のスポット LNG 価格に大きな影響を与える可能性があり、注目される。LNG 需要は、欧州で減速が続くものの、中国を中心としたアジアでの増加が貢献し、世界全体では緩やかな需要拡大が続く。需要面での最大の不確定要因は、発電における石炭との競合関係である。これに対して LNG の供給面では、エジプトやアンゴラなどで供給停止や輸出量の大幅減が続くものの、インドネシアや豪州で複数の新規プロジェクトの生産開始が計画されており、需要に見合う十分な供給量が確保可能と予測する。

石炭については、一般炭スポット価格は、今冬の需要期を前に上昇し、2015 年も季節変動はあるものの全体としては上昇傾向を示し、\$80/ton 台まで回復する。原料炭スポット価格は、2015 年に入り供給過剰が次第に解消され、価格は上昇傾向となり、\$130/ton 台まで回復すると予測する。一般炭の需要は、大気汚染対策や効率向上などにより中国の伸び率が減速するものの、インドや ASEAN では増加が見込まれ、アジア市場は引き続き拡大する。原料炭需要は、インドで増加するものの、中国で減速することが見込まれ、アジア市場は従来のような拡大は見込めない。供給側では、低価格により炭鉱の閉山が加速している一方、新たな生産能力が追加されており、需要に見合った供給量は確保される。なお、アジアを中心とした需要の増加に伴い供給過剰状況は次第に解消されるとみる。

(化石エネルギー・電力ユニット 石油グループマネージャー 小林 良和)

(戦略研究ユニット担任補佐 国際情勢分析第 1 グループマネージャー 久谷 一朗)

(化石エネルギー・電力ユニット 石炭グループマネージャー・研究理事 佐川 篤男)

4. 欧州委員会、2030 年に 30%の省エネルギー目標案を公表

欧州委員会は、7 月 23 日に公表した Energy Efficiency Communication 2014 (COM(2014) 520) において、自然体ケース (BAU) に比べ 2030 年にエネルギー消費 30%削減という省エネルギー目標を提案した。欧州理事会は、本年 1 月に発表した「気候変動・エネルギー政策案」を同 10 月までに確定することに合意しており、この省エネルギー目標もその政策パッケージの一つとして、引き続き成立に向けた検討が行われる。

1 月に発表された政策案では、特に英国の強硬な反対もあって、省エネルギー目標を明示化せず引き続き議論することとされていた。しかし、3 月のロシアによるクリミア編入に端を発したロシア・ウクライナ問題が、EU 域内におけるエネルギー安全保障対策実行の緊急性を高め、その政策目標への貢献期待から省エネルギー目標を設定するという流れが醸成されていき、今回の目標案策定に至っている。この結果、EU は 2020 年目標と同様の政策パッケージ構造を維持する方針を固めたことになる。

目標である 30%の根拠は、1 月に公表した温室効果ガス (GHG) の 40%削減による省エネ効果が 25%見込まれるものの、エネルギーの対外依存低下を加速するため追加的に 5%の省エネ量を上積みするという、エネルギー安全保障上の効果を高めることとしている。ただし、目標の強化には追加的なコスト負担を伴うため、具体的な目標設定方法や法的拘束性の扱いがどうなるかについては、今後の検討の中で引き続き課題となるなど、まだ流動的な点が認められる。

一方、日本でも、将来的なエネルギーミックスと、2020 年以降の GHG 排出目標の具体化を行う作業の一環として、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会において、今後の省エネルギー政策の検討が行われている。7 月 24 日に開催された第 3 回会合では、産業と民生 (家庭・業務) 分野における省エネルギー対策の整理と議論が行われた。産業部門では、今後の対策を検討するにあたって、省エネルギー設備の普及状況を把握することや、エネルギー管理士や省エネルギー計画の策定といった運用面に課題があると指摘された。

民生部門については、弊所の豊田理事長から「エネルギー原単位の国際比較、民生部門の省エネルギー課題ならびに海外事例について」という情報提供を行い、住宅・ビルの不動産価値と省エネルギー性能を結びつけることで、省エネルギーを進展させる制度導入の必要性などを提起した。

5. 再エネの便益と負担のバランスをどうとるか? : 新エネ小委員会

去る 6 月 17 日、総合資源エネルギー調査会の新エネ小委員会 (以下、「委員会」) が開催された。この 4 月に閣議決定されたエネルギー基本計画で示された再生可能エネルギーに関する方針を具体化し、必要な措置を探るための委員会だ。

初回とあって、学識経験者、財界、民間・NPO、関連産業団体、など各界から選ばれた委員の面々 (産業団体はオブザーバー) による意見陳述がなされたが、意見の幅は極めて広く、再エネを巡る問題の複雑さを如実に示している。

従って、第一回の議論からは今後の方向性はなかなか見えない。再エネ関連産業の業界団体は当然ながら FIT 制度の継続を強く要望する。一方、経済団体は電気料金上昇への懸念を訴える。学識経験者は再エネ導入に伴う便益と社会負担のバランスの重要性を指摘するものの、そのバランスを決めるための視点は示されない。今後の議論が一定の方向性をもって速やかに収束するまでの道筋はまだ見えていない。

幸い再エネについてはエネルギー基本計画の中で、目指すべき導入が示されている。それは旧基本計画 (2010 年 6 月策定) で想定した水準 (2030 年時点で発電電力量の約 2 割) を「更に上回る」というものだ。政府もこの記述を「検討の軸」だとして、委員会の中で言及している。今後の導入を考える上で避けて通れない重要な「参照指標」ではある。

ただし、この目標の達成は簡単ではない。2013 年度における再エネの発電シェアは水力 (8.5%) を含む 11%弱にとどまる。「目標」はこれを 2 倍以上増やすことになるが、大規模水力の導入拡大が限界にきているとされる中、他の再エネ電源で達成するには現状から 7 倍程度の新規導入が必要になる。系統連系や安定化対策を中心とした技術的課題に加え、この委員会で再三指摘されたコスト負担の課題がついて回る。「基本計画で示されている」という理由だけで、コスト負担への懸念を押し切るには無理があろう。

また、再エネについてのみ独立して示されたこの「目標」が、本来他のエネルギー源との関係で論じられるべき「エネルギーミックス」の文脈に置かれたとき、どう扱うのか。この点もこの「目標」を金科玉条としにくい理由だ。

今後の議論には、系統安定化対策などを含めた再エネ導入コストをどう「総合的」にとらえるか、考え方の整理に加え、数量的なアプローチも求められよう。一方で、コスト論だけではなく、環境性やエネルギー安全保障など、再エネ本来の便益を何らかの指標性を持って評価する視点も忘れてはならない。

(新エネルギー・国際協力支援ユニット 担任・理事 星 尚志)

6. 中国ウォッチング : 加速される新エネ自動車利用の環境整備

中国自動車工業協会によると、今年上半期の新エネ自動車¹生産台数は2万692台、販売台数は2万477台に達し、昨年の年間実績よりそれぞれ18%増、16%増の躍進を遂げた。一方、政府と自治体が主導して、新エネ自動車の割高感の解消や充電・水素充填インフラの充実等に取り組み、利用拡大の環境整備を加速している。

政府は既に2009年から購入補助金制度を導入している。1台当たりの補助額は逡減してきたが、今年は、乗用車の補助額上限が純EVに5.7万元(1元≒16.6円)、PHEVに3.3万元、FCVに19万元となっている。更に、国務院は7月9日に、通常10%となる取得税を本年9月1日～2017年12月31日の期間、免除と決定した。

出遅れているインフラ整備を巡る動きも活発しつつある。7月8日、中国を訪れるドイツのメルケル首相の立ち会いの元、両国がEV急速充電器の規格統一を目指す連携プロジェクトを始動させた。13日には、国家発展改革委員会など6省庁が「政府部門と公共機関の新エネ自動車導入実施方案」を公表した。中央省庁と新エネ自動車利用促進モデル事業に選定された86都市の行政部門および国公立大学や病院など公共機関に対し、新規購入と買い替え公用車に占める新エネ自動車の比率を2014～2016年30%以上にし、以降、年を追って高めることを義務付けた。同時に、普通充電器設置数は導入台数を下回ってはいけないと規定した。更に、国務院は21日に「新エネ自動車利用拡大の加速に関する指導的意見」を公表し、急速充電施設の整備を地方自治体に、充電向け電網等関連施設の整備を電網企業に義務付けた。

自治体も産業界も動き出した。例えば、北京市は7月3日、「新エネ自動車利用拡大行動計画(2014～2017年)」を公表し、全国のお手本となる北京モデルの確立、利用規模の世界一を目指すと表明した。新規購入と買い替えの公用車と市街地向けタクシーを全て新エネ自動車にし、2017年までに新エネバスを4,500台以上導入する。また、建物の新築・改築の認可条件として駐車場の普通充電器設置比率を18%以上にすると共に、2017年までに急速充電器を1万基設置すると規定して、一般車としての新エネ自動車導入量を17万台まで増やす。支援措置として、購入者に政府と同額の補助金を出し、充電器設置者に投資額の30%を補助するとした。一方、国家电网公司は2015年までに北京と香港・マカオを結ぶ全長2,285kmの高速道路に、38km間隔で急速充電ステーションを整備完了する計画を立てた。

購入者に補助金と免税で手厚く支援する政府だが、インフラ整備では規制頼りと自治体や企業任せの感を否めない。「意見」では、国務院がインフラ整備奨励金制度の年内創設を関連省庁に指示した。一方、今後の市場動向について、新エネ自動車開発の国家プロジェクトを統括する欧陽明高・清華大学教授は、今年の生産・販売台数が10万台を突破し、累積生産・販売台数を50万台とする第12次5カ年計画の目標は予定通り2015年に、遅くとも2016年に実現するだろう、との見通しを示した。

(客員研究員、長岡技術科学大学大学院教授 李志東)

¹ 中国では、新エネ自動車は、電気だけで駆動する電気自動車(純EV)、主に電気で駆動するプラグインハイブリッド自動車(PHEV)及び燃料電池自動車(FCV)を含む。ハイブリッド自動車(HV)は省エネ自動車に分類される。

7. 中東ウォッチング：戦闘に明け暮れた断食月

イスラーム教の断食月ラマダーンを通じて、中東各地に不透明感をもたらしている戦闘が終息することはなかった。断食明けを祝うフィトル祭が終わる 8 月初旬からは武力衝突の激化と状況のさらなる悪化が待ち受けている。

当初から懸念されたように、イラクとシリアにまたがる「イスラーム国」(IS) の樹立を宣言した「イラクとシリアのアル・カーイダ」(ISIL) は、その支配下にあるモースル市などで狭隘な宗教解釈に基づく、過激な施策を進めている。異端であるとしてシーア派の粛清を公言する彼らが、イラクの豊かな歴史に依拠する数々の遺跡の破壊に着手し、非イスラーム教徒に改宗を強要していることはその一端でしかない。改宗を拒む少数派のキリスト教徒は、人頭税を支払わなければ処刑を恐れて逃げ出すしかない事態を迎えている。IS は、シリア北東部でも軍事的な攻勢を仕掛け、国際的に批判を浴びるアサド軍に劣らぬ蛮行を繰り返している。だが、米欧を中心とする国際社会は、シーア派政権を快く思わない一部のスンナ派諸国によって「宗派对立」として脚色された現下のイラク内戦と IS の脅威に真剣に対峙することを躊躇っている。

こうした事態の打開と政治的混迷の解決に向け、7 月 1 日に招集されたイラク国民議会は、新しい議長 (スンナ派) と大統領 (クルド人) を選出した。だが、マーレキ氏が依然として首相続投に意欲を示し、各派がこれに反発していることから、IS に立ち向かう強い正統性を持った新政権の樹立には至っていない。マーレキが属するシーア派の最高宗教権威シースターニ師は、権力の座に執着するものへの戒めを行い、政局の早期正常化を促そうと試みているが、その効果は現れておらず、今夏を通じて混乱が持続しそうである。

一方、ヨルダン川西岸でユダヤ人の若者 3 人が殺害された事件に端を発した、イスラエルとハマースの軍事衝突は、ガザ地区の一般市民に多大な犠牲者を生じている。エジプトや米国などが仲介者としての機能を喪失して久しく、また、殺害事件への組織的関与を否定しているハマースが停戦に条件を付していることとも相まって、ガザへのイスラエル軍の空爆及び地上部隊の侵攻、そしてハマースによる報復ロケット攻撃という負の連鎖が止まない。ガザに対する容赦のない攻撃が住民に対する集団的懲罰の様相を呈している点は、国際法上、大きな問題であり、ガザだけでなく西岸にも反イスラエル感情の高まりをもたらしている。

暫定合意の期限切れを前に、集中的な核協議を実施したイラクと米欧等は、目標である包括的長期合意の早期形成を断念し、交渉期限を 11 月 24 日まで 4 カ月延長することで同意した。武装勢力間の衝突が続くリビアでは、首都トリポリ等をめぐる戦闘が激化し、トリポリ空港が閉鎖される事態に陥っている。

(中東研究センター長・常務理事 田中 浩一郎)

8. ロシアウォッチング：窮地に立つロシアに出口はあるのか？

7 月 17 日、親ロシア派の支配地域であるウクライナ東部ドネツク州の上空でアムステルダムからクアラルンプールに向かったマレーシア航空 MH17 便が撃墜され、乗客・乗員を含む 298 名が犠牲者となった。これまでに挙げた状況証拠から、ロシアが親ロシア派武装集団に提供した地对空ミサイル「BUK」によって撃墜されたと国際社会は見ている。当初、プーチン大統領は、親ロシア派勢力との停戦を達成しなかったウクライナ政府に惨事の責任があると主張したが、国際的な厳しい批判に晒されるなか、原因解明に向けた協力を余儀なくされつつある。

7 月 21 日、国連安全保障理事会は緊急会合を開き、親ロシア派勢力に対し国際調査団による墜落現場への無制限の立ち入りを求める決議案を全会一致で採択した。遺体収容や調査団の活動を妨害していた親ロシア派勢力は、22 日になってようやく遺体のオランダへの搬送やマレーシア政府当局者への MH17 便のブラックボックス引き渡しに応じた。だが、その後もオランダが主導する国際調査団に対する親ロシア武装勢力の妨害活動やウクライナ政府軍と親ロシア派勢力間の武力衝突は続いている。欧米諸国はプーチン大統領に対し、親ロシア派勢力への影響力を行使し、事件の全容解明に向けて協力するよう強く要請しているものの、ロシア政府は国際調査への協力姿勢を見せると一方で、親ロシア派勢力への武器供与を含む支援を続けている。

MH17 便が撃墜される前日、米国はロシアの大手エネルギー企業 4 社や軍事関連企業 8 社、開発対外経済銀行等を対象とする経済制裁の強化策を発表した。一方、EU も非公式首脳会議を開き、緊迫するウクライナ東部地域情勢の安定化に向けて後ろ向きなロシアに対する経済制裁を強化する方針で合意した。ロシアへのミストラル級強襲揚陸艦の売却契約（約 12 億ユーロ）履行にこだわるフランスやロシアマネーで潤う金融市場を抱える英国を含め、対ロ制裁の濃淡をめぐり EU 諸国の足並みは乱れているが、総じて、対ロ制裁をめぐり、米国と欧州の間に楔を打つというプーチン大統領の当初の目論見は外れつつあると言えよう。

プーチン大統領のブレーンの一人として知られるクドリン元ロシア財務大臣は、7 月 22 日、国営イタルタス通信のインタビューに対し、ロシアが欧米との関係悪化を続け、再び西側の「敵国」となる場合、国内産業が深刻なダメージを受ける可能性に警鐘を鳴らした。他方、ウクライナ東部地域を拠点とする親ロシア派勢力に対するプーチン大統領の影響力を疑問視する見方も強まりつつある。「ウクライナ危機」は、ロシアと西側諸国の双方にとり、深刻度と行く先の不透明性を増している。「誰の手にも負えなくなる」最悪の事態を含めて、国際社会が複数のソフトランディングシナリオを描くために英知を絞ることが急務である。

9. 米国ウォッチング：石炭プロジェクト融資を巡る国内外の議論

2013 年 6 月、オバマ大統領は「気候変動計画」演説で、米国の政府系金融は原則として海外石炭プロジェクトへの融資を行わない方針を宣言、国際金融機関にも同様の措置を呼び掛けた。これを受けて 7 月、米輸出入銀行 (Ex-Im Bank) は、審査中であったベトナムの石炭火力発電計画への融資を却下した。10 月には米財務省が国際金融機関に対するガイダンスを発表、被援助国に対し低炭素電源を選択するよう指導するとともに石炭火力発電については炭素回収技術の導入を条件とした。ガイダンスに沿って米国の政府系金融機関、Ex-Im Bank と海外民間投資公社 (OPIC) の審査マニュアルも修正され、石炭火力発電支援には炭素回収技術導入が条件となった。

石炭への融資停止の動きは米国外にも波及し、2013 年のうちに世界銀行、欧州投資銀行と欧州復興開発銀行が、原則として石炭プロジェクトへの融資を行わないことを決定、英国、オランダや北欧諸国も同様の方針を表明した。世銀は 2011 年に石炭火力への融資を制限する戦略を発表しており、オバマ大統領に追随したわけではないが、最大拠出国で本部所在地の米国の方針転換は、世銀の決定を後押ししたであろう。

脱石炭を表明したこれら金融機関の融資は、1994 年以降に世界の石炭火力発電所に対して供与された公的金融の総額 370 億米ドルのうち 37% を占めるといふ。方針が着実に実施されれば、新興国・途上国における石炭火力発電投資に相当の影響が生じるだろう。他方、370 億米ドルのうち、日本 (国際協力銀行、日本貿易保険) は 28% を占め最大である。日本にとってこの問題は、高効率な石炭火力発電技術の国際展開という商機がかかっており、石炭火力への融資について環境基準を強化していくとしても、炭素回収技術以外の多様な技術的選択肢が認められる必要がある。他にアジア開発銀行 (11%)、ドイツ (8%) や中国 (9%) 等も脱石炭に同調してはいない。

石炭火力融資が外交・開発援助の場で争点化するなか、当の米国で、脱石炭方針が揺らいでいる。Ex-Im Bank は議会から 5 カ年の歳出権限を得て活動しており、現行の歳出権限は 2014 年 9 月末で失効する。このため次期予算案が 2013 年 12 月に提出され、現在審議中だが、石炭産出州議員は Ex-Im Bank と OPIC 存続の条件として、炭素回収技術を伴わない石炭火力発電所への融資停止規程の撤回を要求している。国際金融機関について、共和党保守派議員からは「税金を投入して大企業の金儲けを支援する仕組みであり廃止すべき」との声も挙がっている。他方で産業界からは存続要求が強く、脱石炭政策に沿って存続させたい民主党議員と、超党派の産炭州議員、共和党保守派議員との三つ巴の様相を呈したまま、議会は 8 月の夏季休会に入る。脱石炭の規程を巡る議論が流動化するなか、Ex-Im Bank は 2014 年 7 月 1 日にはインドの石炭火力発電所建設及び炭鉱開発プロジェクトへの融資申請を受理した。

仮に議会で産炭州議員の要求が勝利し Ex-Im Bank の脱石炭方針が撤回されたとしても、前述の財務省のガイダンスまで撤回されるわけではない。世銀をはじめとする国際金融機関が脱石炭方針を堅持すれば、オバマ大統領の思惑どおり、途上国の石炭利用に一定の影響を及ぼすことはできるだろうが、その場合でもオバマ大統領の威信失墜は計り知れない。

(化石エネルギー・電力ユニット ガスグループ 主任研究員 杉野 綾子)

10. EUウォッチング：フランスエネルギー市場自由化遅れを巡る考察

フランスの電力・ガス市場は 2007 年に全面自由化されたが、7 年間を経た今でも旧独占事業者の EDF と GDF スエズがそれぞれ電力とガスで圧倒的な市場シェアを保持している。この現状に対しガス市場で 3 位につける新規参入事業者ディレクト・エネルギーが仏競争当局に対し、旧独占事業者が新規参入を妨げているとして 4 月に GDF スエズを提訴した。また消費者団体 UFC クショワジュールも電力市場の寡占状況について事業者間の競争が実現していないとして、やはり GDF スエズを 6 月に提訴した。これらの提訴はいずれもフランスのエネルギー市場の開放が進まないことに業を煮やしての動きであるが、このような事態となったのはフランス特有の理由がある。

フランスの電力ガス市場では 2007 年の全面自由化で、エネルギー供給事業者が固定料金や長期契約等様々な料金メニューを提供できる「市場料金」が導入され、エネルギー供給事業者を変更した消費者は自動的に市場料金に移行する事となった。一方、供給先変更など自由化の権利を行使していない需要家については、政府が認可し卸電力ガス価格の変動が反映される「規制料金」が引き続き適用される。この市場料金は導入当初は規制料金を下回る水準で推移したが、その後の原油価格の変動で規制料金を上回るようになり、自由化でエネルギー事業者を変更すると電力ガス料金が高くなる事態となった。全面自由化当初の制度設計では、自由化を促すためにエネルギー供給事業者変更の権利を行使し市場料金に移行した需要家は、再び規制料金に戻ることはできないことになっていたが、市場料金の高騰による消費者からの不満を受け、現在は規制料金に戻ることが認められている。規制料金は規制当局が細かく料金内訳を監視している安心感もあり、現在は大部分の消費者が規制料金を選択し、エネルギー市場の自由化が進まない事態となっている。

問題はこの規制料金の存在である。規制料金を撤廃する、あるいは規制料金を市場料金よりも高く設定すれば、市場料金への移行が進み、エネルギー市場の自由化が進むはずである。しかしフランス政府には規制料金を撤廃しようとする動きは見られない。理由の一つは消費者保護のためであるが、根本には、市場に任せた競争条件の導入が効率的な市場を作るという米英型の考え方（アングロサクソン型資本主義）か、社会連帯を重視し市場経済を優秀な政治家や官僚によって統制しようという欧州大陸諸国型の考え方（ライン型資本主義）の違いがある様に思う。

フランスは原子力発電を積極的に導入しエネルギーの安全保障を確保すると共に、電力の小売価格も EU で最も安いレベルを実現している。フランス政府は政府の適切な介入こそが、エネルギーの安全保障と価格の低減化を両立する最適な手段と信じており実績も残している。古くはフランスガス公社の民営化、最近でもフランスの重電大手アルストムのエネルギー部門の売却に見るように、エネルギー企業の再編では政府の介入も続いている。欧州委員会はイギリス型の競争市場を欧州全体に導入したい意向であるが、フランス政府が変わらない限り対立は今後も続くであろう。最近では欧州第 3 次エネルギーパッケージによる垂直統合型のエネルギー企業の輸送部門の分離が着実に進みつつあり、ややブリュッセル側優位に思える。どこまでフランス政府が抵抗できるかが見ものである。

(戦略研究ユニット 国際情勢分析第 1 グループ 研究主幹 藤崎 亘)